

「学生と企業の交流強化事業(県内企業バスツアー)」
業務委託仕様書

1 委託業務の名称

学生と企業の交流強化事業(県内企業バスツアー)

2 委託業務の目的

県内企業の人材確保を支援するため、就職活動が本格化する前に県内企業を巡るバスツアーを実施することで、県内外の学生等に対する地元企業の関心喚起や本県への就職の促進を図る。

3 委託業務の内容

① 開催については、次のとおりとすること。

ア イベント名・コース名

- ・学生の興味を引く、効果的な名称を提案すること。
※提案後、県と協議の上決定します。

イ 開催時期

- ・お盆帰省時や春休み等、学生が参加しやすい時期とすること。(8月及び2月頃)
- ・県や県内各市町村が主催する他のイベントや大学の試験・行事等と開催時期が被らないよう、配慮すること。

ウ 開催場所

- ・富山県内(県内企業事業所)
- ・一日コース 計6回(大学3年生、大学院1年生等)
- ・半日コース 計4回(大学1・2年生等)

エ 参加企業

- ・一日コース 各回3社程度
- ・半日コース 各回2社程度
- ・各コース1社は産業観光に取り組んでいる県内企業とすること。
(企業の選定については、事業開始後別途協議する。)

オ 対象者

- ・富山県出身の2028年3月以降卒業見込みの学生
- ・各回の目標参加者数25名

カ 内容

- ・県内企業訪問のバスツアー、若手従業員との座談会等を行うこと。
(ア) 職場見学

- (イ) 若手従業員との座談会
 - ・ 若手従業員からの説明
(自己紹介、会社紹介、就職活動と県内就職の理由等)
 - ・ 参加学生からの相談・質問の受け答え等
 - (ウ) 就活ミニ講座
 - ・ 移動中のバスの中や昼食時を利用して、富山県の魅力ある企業や就活に役立つ情報を参加学生に提供すること。
(視察後懇談会、就活クイズなど)
- ② 本事業を開催するために必要なバスの借り上げ、引率案内、運営スタッフの手配、当日受付、問い合わせ窓口、進行管理等開催に係る一切の業務を行うこと。
- ア 集合場所と解散場所は富山駅等とし、行程表を作成すること。
 - イ 必要に応じて傷害保険等に加入すること。
 - ウ その他、関係法律を遵守すること。
- ③ 参加社員と当日の運営に必要な連絡・調整を行うこと。
- ④ 集客にあたっては、次のとおりとすること。
- ア 開催案内チラシを作成すること。
 - イ 県から提供する送付先一覧に基づき、県内出身で県外大学等に進学している学生の実家に開催案内ハガキ等を送付すること。(12,000名程度)
※封筒での送付の場合は、富山県が印字されたものを使用し、封筒は県が準備するものを利用すること。(郵送費は委託費から支出すること)
- ⑤ イベント参加者及び参加企業を対象にアンケートを実施すること。
- ⑥ イベントの効果を知るため、参加学生及び参加企業を対象とした追跡調査を実施すること。
- ※調査の手法や項目については、事業開始後別途協議する。
- ⑦ 県の企業情報サイト「就活ラインとやま」の登録者に対しては、早期に案内する等、情報発信のタイミングに留意すること。
- ※就活ラインとやまLINE公式アカウント登録者には月初にプッシュ型で配信。
ウェブサイト登録者には、随時メルマガ配信が可能。
- ⑧ 「就活ラインとやま」の特集記事掲載用の動画を撮影すること。

※撮影にあたっては、参加企業及び参加者の承諾を得ること。

- ⑨ メディアから取材の申込みがあった場合は、取材に必要な連絡・調整を行うこと。
※撮影やインタビューがある場合は、参加企業及び参加学生の許諾を得ること。
- ⑩ アンケートの回収後、集計・分析結果、開催記録(写真)、考察及び参加者の連絡先等を県に報告すること。
- ⑪ その他、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

4 効果的な広報の実施

上記に記載の集客方法に加え、より効果的な広報の手法を提案し、県と協議のうえ実施すること。

(例)

- ・X、インスタグラム等の SNS を活用した情報拡散の方法を用いた広報・周知
- ・申込者等個人のネットワークを活用し、知人・友人等へ開催案内等の情報が拡散されるような仕組み等により参加者の掘り起こしにつながる取組みを行う
- ・各県外大学のキャリアセンターと連携し、学生への情報周知を行う等、上記に限らず、効果的な提案を行うこと。

5 委託業務の実施期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

6 その他

- (1)この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (2)仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務を実施すること。
- (3)仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (4)事業委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。
- (5)本事業の実施に伴い、取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。
- (6)この仕様書に定めのない事項については、受託企業と県が必要に応じて協議するものとする。
- (7)3に掲げる内容については目安であり、事業の詳細については、企画提案による

ものとする。